

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

久米老人憩の家

2 指定管理者となる団体の名称

久米老人憩の家運営委員会

所在地 周南市大字久米3021番地の6

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

## 久米老人憩の家運営委員会の概要

### 1 設立の経緯

久米老人憩の家運営委員会は、地域高齢者の福祉の向上を図るため、憩の家の設置目的にふさわしい事業を企画し、憩の家の管理運営を行うことを目的として設立された。

### 2 設立年月日 昭和53年7月10日

### 3 所在地 周南市大字久米3021番地の6

### 4 目的

地域において、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的としている。

### 5 事業内容

(1) 教養のための施設の提供

(2) 集会のための会場の提供

### 6 組織等 (平成28年12月1日現在)

(1) 役員 会長1人、副会長2人、委員3人、監査1人

(2) 事務局体制

周南市東福祉館に事務局を置き、企画調整事務、管理事務を行っている。